平成２８年（フ）第７号
島根県益田市中吉田町634番地４、前住所島根県益田市中須町293番地
債務者　岩本　祐次
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１００号
群馬県前橋市新前橋町16番地31
債務者　信澤　　浩
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４５号
神戸市中央区籠池通４丁目１番６号ビューハイツ野崎402号
債務者　髙辻　一郎
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９号
広島県山県郡北広島町今田3563番地（青葉寮）
債務者　谷川　春久
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
福島県郡山市横塚２丁目13番19号　大越コーポ101号
債務者　鈴木　裕喜
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福島県郡山市横塚２丁目13番19号　大越コーポ101号
債務者　鈴木　弘絵
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
北海道旭川市東８条６丁目２番22号　イースト８・６　２Ｆ206
債務者　北島　　隆
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３号
宮城県登米市南方町松葉表677番地
債務者　高橋　敏則
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第４７１号
名古屋市南区鶴里町１丁目54番地　弥生荘２－ち号
債務者　丹羽　敏久
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４号
函館市見晴町９番７号
債務者　算用子誉志樹
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３４号
福岡県中間市中鶴２丁目４番33号
債務者　渕上　正信
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９０４号
大阪市西成区花園北１丁目６番11号　リブ大阪405
債務者　大和谷　勝
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６０号
大阪府東大阪市足代北２丁目１番13―1003号
債務者　杉山　雅天
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７４号
大阪府門真市北岸和田３丁目５番29号
債務者　山本工業こと　山本　幸一(旧姓上窪)
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４２号
大阪府門真市朝日町14番３号フォレストコート・朝日町301号
債務者　酒井　由佳
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４８号
大阪市西区立売堀４丁目４番15―602号
債務者　井崎　浩之
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５４号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目12番３号　レジデンス西田辺403号
債務者　藤原　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部